

科学技術イノベーション総合戦略における「データの利活用（の促進）」について

【総合戦略 2017（関連部分抜粋）】

第 1 章 重点事項

（1）Society 5.0 の実現

Society 5.0 として我々が次に目指すべき社会は、サイバー空間とフィジカル空間の高度な融合によって一人ひとりの知恵と可能性が最大限に引き出され、知識集約が加速的に深化した社会であり多様性が尊重され生かされることで持続的に価値を生み出し発展する社会である。そこでは、人口減少はもはや脅威ではなくなり、大企業に対する中小企業及び都市に対する地方の格差も縮小する可能性がある。また、データ活用と人工知能(AI)技術等の進歩により新たなビジネスモデルが誕生し第1次、第2次、第3次産業といった従来の産業区分を越えて、あらゆる領域で高付加価値化が実現して、経済社会システムのパラダイムシフトが起こる。従来の資本集約型の経済社会システムの枠組みの下では解決が難しかった諸課題を、新たな方策を採ることにより一挙に解決できる可能性も生まれる。

Society 5.0 への移行という経済・社会のゲームチェンジを実現するに当たっては、高度なものづくり力、材料科学、基礎科学力等の我が国にストックされている強みを維持して効果的に生かすとともに、データ活用とそこから知恵を生む多様な人材の育成、サイバー空間とフィジカル空間の融合を支える基盤的な科学技術等の知の強化、データ活用のプラットフォームの構築や基礎科学研究施設等のインフラの構築が鍵となる。Society 5.0 の実現に向け、スピード感を持ってこれらの取組を積極的に進めていくことが必要である。

第 2 章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組

（2）新たな経済社会としての「Society 5.0」を実現するプラットフォーム

[A] 基本的認識

また、Society 5.0 の実現に向けては、官民データの活用が鍵であるとの認識の下「官民データ活用推進基本法」（平成 28 年法律第 103 号）に基づく「官民データ活用推進基本計画」と相まって本戦略に掲げられた施策を着実かつ効果的に実施することが重要である。

① 新たな価値やサービスの創出の基となるデータベースの構築と利活用

官民データ活用推進基本法により、データの適正かつ効果的な活用に向けた機運が高まっていることから、プラットフォーム構築に際しては、前述の 11 の個別システムの高度化と段階的な連携協調に向け、共通的に活用することで価値創出を促進できるデータベースの構築を先行的に進め、そのための課題を抽出して着実に対応していく

ことが必要である。さらに、個人、企業、大学及び研究機関、国や地方自治体などが管理する各データベースの利活用による価値創出により実用化・事業化につなげるべきである。その際、企業や人々が利活用できるデータの質・量・流通速度が、生活の利便性を始め、企業や国の競争力に直結するとの認識の下、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、多種多様かつ大量のデータの収集・分析・流通等を円滑化する環境整備（個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組みである P D S（Personal Data Store）、情報銀行、データ取引市場等）が必要である。

③ 知的財産戦略と国際標準化の推進

さらに、オープンイノベーションの推進のためには、オープン・アンド・クローズ戦略の対象の拡大や深化が必要である。すなわち、新たな競争力の源泉として「データ」が加わったことにより、従前のオープン・アンド・クローズ戦略の柱である知的財産、標準化にデータを加えた、新たな戦略を構築することが必要となっている。我が国も国際的に連携しながら国際標準提案を行うなど、積極的に国際標準化活動のイニシアティブをとっていくことが必要である。

第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築

(3) イノベーション創出に向けた知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備

[A] 基本的認識

一方、ビッグデータを集積し、異業種のデータをかけ合わせたり、集積されたビッグデータにA I を結び付け解析したりすることによって、付加価値を生み出す新しいイノベーション創出が期待されている。こうした中、世の中の変化の速度に旧来の知的財産制度や標準化の枠組みでは適応しきれない状況も生じており、新たな競争力の源泉として加わったデータの取得や利活用に関する戦略の構築など、産業競争力強化や科学技術の発展の観点から、より幅広い知的財産マネジメントの基盤となる知財システムを構築していく必要がある。

[B] 重きを置くべき課題

（略）さらに、ビッグデータやA I 等などを活用し、新しいイノベーションを創出していくため、データの利活用を促進するとともにA I 関連技術の研究開発・社会実装を促していくような知的財産制度の在り方を総合的に検討することが必要である。（略）